

徳島県告示第四百八十五号

徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）第十一条第一項の規定により、有害がん具類として、次のとおり指定する。

令和二年七月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

種別	名称等	構造	指定の理由
がん具	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から五〇センチメートルの距離で〇・〇七重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの	構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害するおそれがあるため